

第15回さいたま市環境影響評価技術審議会

次 第

日 時 平成25年3月6日(水)
午前9時30分～正午
会 場 浦和ワシントンホテル
3階 プリムローズ

1 開 会

2 あいさつ

3 出席者紹介

4 議 事

(1) 事業概要及び調査計画書説明

(2) 委員会意見報告

(3) 審 議

(4) その他

5 閉 会

さいたま市環境影響評価技術審議会委員名簿（第5期）

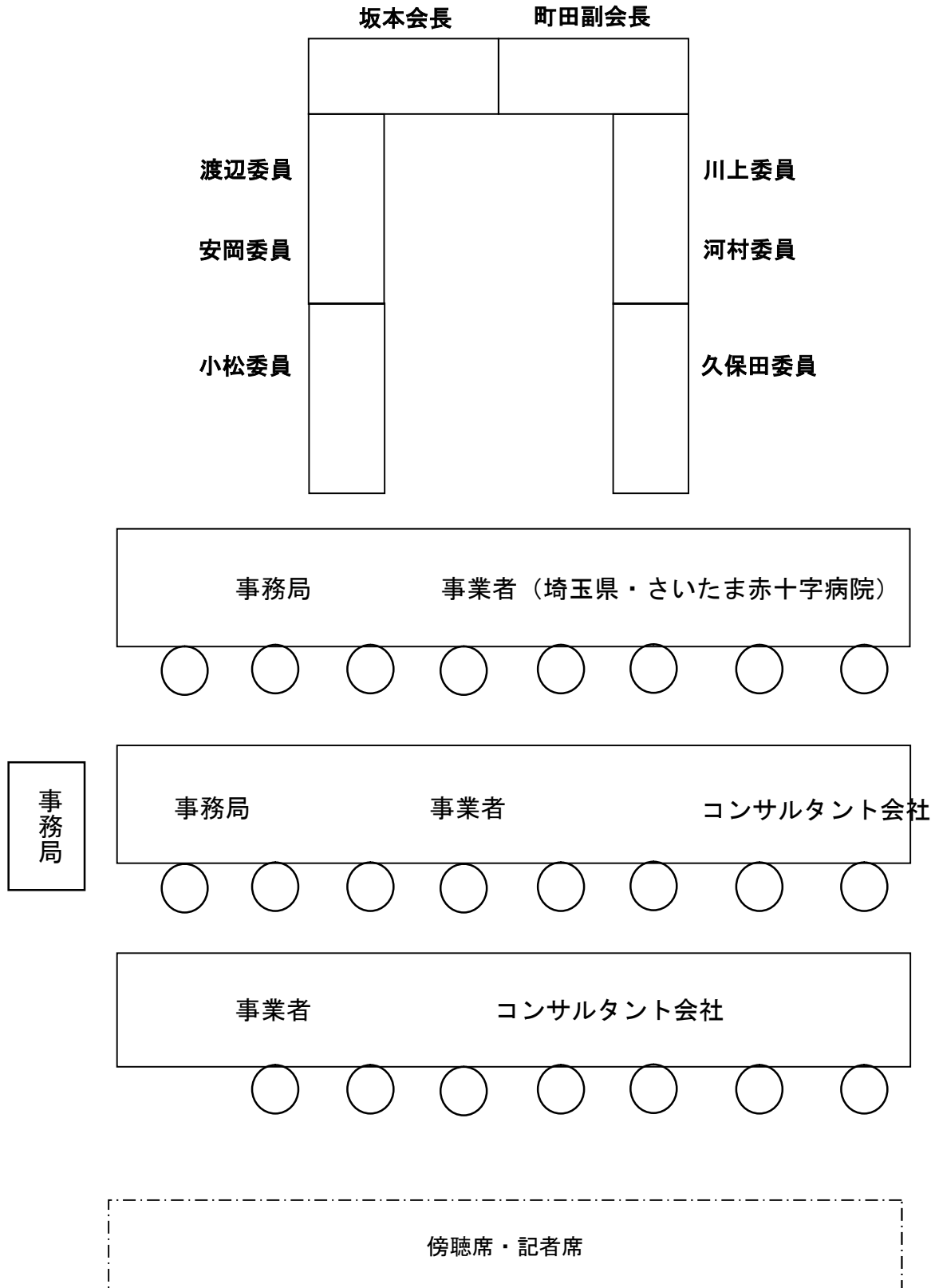
任期：平成23年7月8日～平成25年7月7日まで

	氏名	職名	専門分野	担当項目
1	かわい まき 川合 真紀	埼玉大学大学院 理工学研究科 准教授	植物生理、 分子生物学	植物
2	かわかみ ひでじ 川上 英二	埼玉大学 地圏科学研究センター 教授	都市地震工学	地象、水象、地盤沈下、 安全
3	かわむら きよし 河村 清史	埼玉大学大学院 理工学研究科 教授	環境工学	水質、廃棄物等
4	くぼた ひさし 久保田 尚	埼玉大学大学院 理工学研究科 教授	都市交通計画	都市交通、都市計画、 地域交通、コミュニティ
5	こまつ としこ 小松 登志子	埼玉大学大学院 理工学研究科 教授	環境工学	水質、土壤環境
6	さかもと かずひこ 坂本 和彦	埼玉県 環境科学国際センター 総長	環境制御工学	大気
7	しのざき みちひこ 篠崎 道彦	芝浦工業大学 教授	都市設計	景観、日照阻害
8	すみひろ しょうぞう 住広 尚三	芝浦工業大学 名誉教授	通信工学	電波障害
9	ちば ももこ 千葉 百子	順天堂大学医学部 客員教授	公衆衛生	大気、有害化学物質、水質
10	はまの ちかやす 濱野 周泰	東京農業大学 教授	造園樹木学	植物
11	まちだ たけお 町田 武生	埼玉大学 名誉教授	動物学、 実験老年学	動物、自然とのふれあいの場
12	やすおか まさひと 安岡 正人	東京大学 名誉教授	建築環境工学	騒音、振動
13	わたなべ いくお 渡辺 征夫	埼玉工業大学工学部 非常勤講師	環境科学	大気、土壤、悪臭、廃棄物等、 温室効果ガス等

※ 名簿は、五十音順

第15回さいたま市環境影響評価技術審議会 座席図

日時 平成25年3月6日(水)
午前9時30分~正午
場所 浦和ワシントンホテル
3階 プリムローズ



対象事業の概要及び環境影響評価手続状況

平成25年3月6日

対象事業の名称	さいたま新都心第8-1A街区医療拠点整備事業	
根拠法令	さいたま市環境影響評価条例(平成15年条例第32号)	
都市計画特例の適用	なし	
事業者の名称、代表者の氏名・主たる事務所の所在地	①埼玉県 埼玉県病院事業管理者 名和 肇 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-13-3 ②さいたま赤十字病院 院長 加藤 泰一 埼玉県さいたま市中央区上落合8-3-33	
対象事業の種類	大規模建築物の建設	
事業実施区域	さいたま市中央区新都心1番2、4、5、6、7	
事業規模	延床面積 約141,800㎡	
関係地域	事業実施区域から1.5kmの範囲 (大宮区、中央区、浦和区の一部)	
手 続 状 況	調査計画書受理	平成24年11月16日
	関係地域決定	〃 11月22日
	調査計画書縦覧	〃 11月28日～12月28日
	意見書提出期間	〃 11月28日～平成25年1月11日
	第1回委員会	〃 12月18日
	意見書概要報告	平成25年 1月18日(意見提出数 4通)
	技術審議会	平成25年 3月 6日
	市長意見	〃 3月18日まで (意見書概要報告を受けた日から2月以内)
備考	・調査計画書に関する委員会は第1回で終結	

第15回

さいたま市環境影響評価技術審議会 議事録

平成25年3月6日（水）

さいたま市環境対策課

午前9時30分 開会

○新井課長 皆さんおはようございます。

ただいまより、第15回さいたま市環境影響評価技術審議会を始めさせていただきます。

本日司会を務めさせていただきますさいたま市環境対策課課長の新井と申します。どうぞよろしくお願いたします。

それでは、議事に先立ちまして環境局長の矢作よりごあいさつを申し上げます。どうぞよろしくお願いたします。

○矢作局長 皆さん、改めましておはようございます。さいたま市の環境局長の矢作でございます。

第15回さいたま市環境影響評価技術審議会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

委員の皆様方におかれましては、年度末の公私ともに大変お忙しい中、当審議会にご出席を賜りましてまことにありがとうございます。また、日ごろより市政全般にわたり、とりわけ我々環境行政に対しまして、格別のご支援、ご協力をいただきまして、重ねてお礼を申し上げます。

さて、本日は、さいたま新都心第8の1A街区医療拠点整備事業の調査計画書をご審議いただくことになっております。当さいたま新都心地区は、平成12年のまちびらき以降、首都機能の分担、自立性の高い都市圏の実現と同時に、人、もの、情報が行き交い、活気に満ちた都市空間の実現を目指し、これまでまちづくりが行われてまいりました。

しかし、昨今の社会情勢の変化や東日本大震災から浮かび上がった課題などを踏まえ、本市では今後のまちづくりの指針となる新都心将来ビジョンを現在新たに策定しているところでございます。その中で、広域医療、広域防災拠点としての位置づけも大きな柱となっており、当地において計画されております2病院とさいたまスーパーアリーナけやきひろばが今後一体となって整備されることで、県民並びに市民の安心・安全を担うまちとしても機能するものと期待をしているものでございます。

また一方で、スマートシティの形成など、環境、エネルギーに配慮したまちづくりも目標としており、当医療拠点においてもさまざまな角度、そして本市の環境保全の見地からも、ぜひとも環境に配慮した施設となりますよう、委員の皆様にはそれぞれの専門的な知見から、忌憚のないご意見をいただければと考えております。

限られた時間ではございますが、熱心なご審議をお願いいたしまして、開会に当たってのご

挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

○新井課長 それでは、本日ご出席をいただきありがとうございますさいたま市環境影響評価技術審議会委員の皆様をご紹介します。

まず会長の埼玉県環境科学国際センター総長、坂本和彦様です。

副会長、埼玉大学名誉教授、町田武生様です。

埼玉大学教授、川上英二様です。

埼玉大学大学院教授、河村清史様です。

埼玉大学大学院教授、久保田尚様です。

埼玉大学大学院教授、小松登志子様です。

東京大学名誉教授、安岡正人様です。

埼玉工業大学非常勤講師、渡辺征夫様です。

なお、ご都合によりまして、川合委員、篠崎委員、住広委員、千葉委員、濱野委員の5名の方におかれましては、本日ご欠席となっております。どうぞよろしくお願ひいたします。

続きまして、本日ご審議をいただきますさいたま新都心第8-1A街区医療拠点整備事業の事業者及び関係者をご紹介します。

埼玉県病院局、新井病院建設部長です。

○新井病院建設部長 よろしくお願ひいたします。

○新井課長 埼玉県病院局経営管理課、大野副課長です。

○大野副課長 よろしくお願ひいたします。

○新井課長 同じく山口主幹です。

○山口主幹 よろしくお願ひいたします。

○新井課長 同じく田村主幹です。

○田村主幹 よろしくお願ひします。

○新井課長 同じく植竹主幹です。

○植竹主幹 よろしくお願ひします。

○新井課長 同じく小暮主査です。

○小暮主査 よろしくお願ひします。

○新井課長 埼玉県企画財政部新都心医療拠点企画室、大谷主幹です。

○大谷主幹 よろしくお願ひします。

○新井課長 さいたま赤十字病院、笹岡事務部長です。

○笹岡事務部長 よろしくお願いいたします。

○新井課長 同じく井上参事です。

○井上参事 よろしくお願いいたします。

○新井課長 同じく坂口施設課長です。

○坂口施設課長 よろしくお願いいたします。

○新井課長 続きまして、本事業の環境影響評価業務を請け負っておりますコンサルタント会社の株式会社日建設計、株式会社久米設計及び株式会社ポリテック・エイディディの担当者の方のご出席をいただいております。

最後に、事務局としましてさいたま市環境局環境共生部環境対策課です。

出席者につきましては、出席者名簿をもちましてかえさせていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

ここで、申しわけございませんが、局長にあたりましては所用がございまして退席させていただきますが、どうぞよろしくお願いいたします。

○矢作局長 それでは皆様、どうぞよろしくお願いいたします。

○新井課長 それでは、本日の配りしております資料の確認をさせていただきたいと思っております。

まず、会議次第がございまして、次第の下の欄に、本日配付資料を記載をさせていただきました。まず1点目が、丸で書いてあるとおりですが、さいたま新都心第8-1A街区医療拠点整備事業環境影響評価計画書、この冊子となります。

2点目が、資料1、資料につきましては、右上の欄に資料番号をつけさせていただいております。

資料1としまして、出席者名簿及び座席図、これは両面印刷となっております。

資料2につきましては、対象事業の概要及び環境影響評価の手続状況となります。

資料3、これは調査計画書縦覧における意見を有する者の意見の概要ということで、6ページにわたっているかと思っております。

資料4につきましては、さいたま市環境影響評価技術審議会委員会意見ということで、平成24年12月18日に開催しました3ページの資料となっております。

最後に、さいたま市環境影響評価技術審議会の委員名簿、さいたま市環境影響評価技術審議会規則、それとさいたま新都心第8-1A街区医療拠点整備事業委員会委員名簿を配付させていただきます。

皆様方のところには、お手元に資料はありますか。ご確認のほど、よろしくお願

いたします。過不足はございませんでしょうか。

それでは、さいたま市環境影響評価技術審議会規則第3条第1項の規定により、議長となります坂本会長に議事の進行をお願いしたいと思います。坂本先生、どうぞよろしく願いいたします。

○坂本会長 皆さんおはようございます。また、きょうもよろしく審議ご協力のほどお願いいたします。

議事に先立ちまして、本日の会議の出席者数について確認をしたいと思います。事務局から報告をお願いいたします。

○金井課長補佐 本日の審議会は委員総数13名のうち、8名のご出席をいただいておりますので、審議会規則第3条の規定により、本審議会は成立しております。以上です。

○坂本会長 ありがとうございました。

これから議事に入りたいと思いますが、傍聴希望者はいますでしょうか。

○金井課長補佐 本日の審議会には、傍聴希望者3名来ております。

○坂本会長 それでは、本会議の公開について、事務局から説明をお願いいたします。

○金井課長補佐 本審議会は、さいたま市附属機関等の会議の公開に関する要綱により、原則公開となっております。ただし、同要綱の規定により次の事項に該当または該当するおそれがあると認めるときは、会議の全部、または一部を非公開とすることができます。その事項としましては、まず、さいたま市情報公開条例で定める非開示情報に該当する事項について審議し、または意見を聴取する場合、それから会議を公開することにより当該会議の適切な運営に著しい支障が生ずると認められる場合となっております。会議の公開、非公開の判断は会長が当審議会に諮って決定するものとなっております。

以上でございます。

○坂本会長 ありがとうございました。

ただいま説明をいただきました非公開に相当する部分は本日ないと思いますが、公開としたいと思いますが、委員皆様、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○坂本会長 ありがとうございます。

それでは、公開としますので傍聴希望者を会場に入れてください。

〔傍聴者入室〕

○坂本会長 傍聴の方々に注意申し上げます。

会議開催中は静粛に傍聴し、議事の妨害をしないようお願いいたします。

また、傍聴の方は、意見を述べたり、質問したり、印刷物を配付する等はできませんので、あらかじめお断り申し上げます。また、会議の録画、録音はご遠慮ください。また、写真を撮影される場合は、議事の冒頭のみ許可いたします。

以上、注意事項に反した場合には退出していただくことがありますので、ご了承ください。よろしいでしょうか。

それでは、議事に入ります。

さいたま新都心第8-1A街区医療拠点整備事業環境影響評価調査計画書について、事務局から説明をお願いいたします。

○金井課長補佐 それでは、初めに事務局から本日ご審議いただきます環境影響評価手続等について説明いたします。

○坂本会長 着席しておやりください。

○金井課長補佐 すみません、では失礼します。

恐れ入りますが、お手元にございます資料2をごらんください。

対象事業の名称は「さいたま新都心第8-1A街区医療拠点整備事業」です。

根拠法令としましては、さいたま市環境影響評価条例に基づく手続になります。

都市計画特例の適用はございません。

事業者の名称等についてですが、本事業者は、埼玉県とさいたま赤十字病院の合同の事業となります。まず、埼玉県は代表者が埼玉県病院事業管理者、名和肇。所在地、埼玉県さいたま市浦和区高砂3-13-3です。さいたま赤十字病院につきましては、代表者、院長、加藤泰一。所在地、埼玉県さいたま市中央区上落合8-3-33です。

対象事業の種類、事業実施区域、事業規模ですが、対象実施区域はさいたま市中央区新都心1番2、4、5、6、7で、こちらは条例で定めるA地域かつ特別の地域となっております。事業規模が延べ床面積約14万1,800平方メートルで、10万平方メートル以上となりますので、対象事業の種類が大規模建築物に該当し、環境影響評価手続を行うものでございます。

関係地域は、条例施行規則第4条に基づく事業実施区域から1.5キロメートルの範囲で大宮区、中央区、浦和区の一部が含まれ手おります。

手続状況につきましては、平成24年11月16日に調査計画書を受理しまして、11月22日に関係地域を決定しております。調査計画書の縦覧は、平成24年11月28日から同年12月28日までの期間で行っております。意見書の提出期間につきましては、縦覧期間にプラス2週間となっております。

りますので、平成24年11月28日から平成25年1月11日までとなっております。意見としましては、4件いただいております。内容につきましては、後ほど事業者のほうからご説明申し上げます。

また、本事業にかかります第1回環境影響評価技術審議会委員会につきましては、平成24年12月18日に開催しております。

それでは、事業計画と調査計画書の内容につきましては、事業者である埼玉県からご説明申し上げます。お願いいたします。

○坂本会長 お願いいたします。

○大野副課長 埼玉県経営管理課でございます。

○坂本会長 どうぞ着席して。

○大野副課長 はい、恐れ入ります。

さいたま新都心第8-1A街区医療拠点整備事業についてのご説明を申し上げます。

お手元の調査計画書第2章、事業の名称、目的、概要に沿ってご説明申し上げます。

2-1ページをお開きいただきたいと思います。

まず、2-1-1対象事業の名称でございますが、さいたま新都心第8-1A街区医療拠点整備事業でございます。

2-2対象事業の目的でございますが、県立小児医療センターとさいたま赤十字病院は耐震化と施設拡張による最新の医療の対応という共通の課題を抱えておりました。そこで、リスクの高い妊産婦や新生児に対しまして、2病院を一体的に整備することにより、本件の医療政策上の重要課題であります高度な周産期医療を提供する総合周産期母子医療センターを整備するものであります。

また、小児医療センターでは、小児の救急医療への対応の強化や、さいたま赤十字病院においても救命救急機能を拡充することで、子どもから大人まで高度な救命救急医療を提供する体制を整備することとなっております。

さらに、小児医療センターでは、付加機能として入院している児童・生徒のための特別支援学校や救急救命士養成機能、災害時被災者支援機能など県民及び市民の安心・安全に資する事業計画としております。

続きまして、2-2ページをお開きいただきたいと思います。

2-3対象事業の実施区域でございますが、2-3ページの図2-1と2-4ページ写真2-1に示すとおり、東側に国の合同庁舎1号館、北側に東西大通りを挟んでけやきひろば、南

側はせせらぎ通りを挟みプリランテ武蔵野、西側は西大通りを挟みまして民間ビルやマンションが立地しております。

2-2ページにお戻りください。計画地の現況は、主として自動車駐車場等に利用されている平坦な人工改変地で、自然地はございません。

2-4対象事業の規模ですが、延べ床面積、先ほどありましたとおり約14万1,800平方メートルです。内訳としては、2-5ページの建築計画の表にも明示されていますように、小児医療センター約6万8,300平方メートル、さいたま赤十字病院約7万3,500平方メートルでございます。

戻ります。続きまして、2-5対象事業の実施期間でございますが、表2-1に示すとおり、建設工事を平成26年2月から28年3月までの約26カ月を予定しており、供用開始については28年中を予定しております。

続きまして、2-5ページをお開きいただきたいと思います。

2-6対象事業の実施方法のうち、1、土地利用及び建築物配置計画でございますが、2-6ページの図2-2に示しますとおり、南側に小児医療センター、北側にさいたま赤十字病院を配置し、相互の建築物の東側に歩行者デッキを配置する予定でございます。

2-5ページに戻っていただきます。

2、建築計画の概要は、表2-2に敷地面積、両病院の延べ床面積、建物の最高高さ、駐車台数、外来者数、診療科目数、病床数などを明記してございますので、ごらんいただきたいと思います。なお、この概要につきましては、現時点におけるものでございまして、今後関係機関との調整により、変更する可能性がございます。

続きまして、2-6ページ、これは土地利用及び配置計画となっております。

2-7と2-8ページにつきましては、断面図となっております。

断面図をごらんいただくとわかりますように、さいたま赤十字病院の屋上に患者の緊急搬送用として飛行場外離着陸場、いわゆるヘリポートを設置しております。

続きまして、2-9ページをごらんいただきたいと思います。

3、供給施設計画でございます。(1)の給水については、新都心の共同溝から上水を引き込み受水槽に貯留し、給水する計画でございます。さらに敷地内に井戸を掘り地下水も利用する計画です。計画地はさいたま市生活環境の保全に関する条例に基づく地下水の採取規制の対象地となっているため、基準に合致する揚水施設を設置する予定です。仕様については、表2-3に示すとおりでございます。

(2) のガスにつきましては、都市ガスを引き込み、常用発電、熱源、厨房などで利用する計画でございます。

(3) 受電は、東京電力から地中配電による受電となります。

(4) 中水・工水については、新都心においては共同溝の中に再生水が供給されておりました、中水管を引き込みトイレの洗浄水として利用するとともに、県企業局屋上浄水場から送水される工業用水の引き込み、散水などの雑用水として利用する予定でございます。

(5) 熱源については、ガスによる自己熱源のほかに、新都心地区内の地域冷暖房の熱源も併用いたします。

(6) 通信については、NTT等の通信事業者からの引き込みを予定しております。

続きまして、2-10ページをお開きください。

4、処理施設の計画でございます。

(1) の汚水排水計画でございますが、汚水については公共下水道放流を計画しております。病院の特徴であります検査系排水、放射性同位元素系排水などは、中和処理、減衰・希釈処理など法令に基づき適宜処理した後に、公共下水道に放流する計画としております。

(2) 雨水排水は、公共下水道に放流する計画でございますが、屋根で集水した雨水などが植栽灌水用に利用する計画としております。

5、廃棄物処理計画ですが、排出を抑制するとともに、再使用、再生利用に配慮し、分別収集を行う計画です。感染性廃棄物等については、健康被害や周辺環境の汚染が生じないよう適正な管理及び処理を行う計画でございます。

6、交通計画ですが、供用後における関連車両の主な走行経路は、次ページ2の図2-4に示すとおり、北側が東西大通りからの側道から、西側は西大通りから、南側はせせらぎ通りから出入りする計画です。

7、緑化計画ですが、屋上を緑化し、建物の周囲や歩行者デッキの一部を植栽いたします。さいたま市みどりの条例に基づき、敷地面積の5%以上の緑化面積を確保する計画です。

8、危険物の管理計画ですが、病院としての特性上、引火性液体、可燃ガス、高圧ガス、特定化学物質等の危険物を使用されます。これらについては、危険物の規制に関する政令、高圧ガス保安法、労働安全衛生法等の関連法令に基づき適正に管理する計画です。

9、飛行場外離着陸場の運行計画ですが、ヘリコプターにより緊急患者を搬送するためさいたま赤十字病院の屋上に飛行場外離着陸場を設ける計画です。搬送元や運行回数等については緊急時の利用のため、特定はしておりません。

続きまして、2-12ページをお開きください。

2-7工事計画のうち1、工事工程ですが、平成26年2月から平成28年3月までの約26カ月を予定しており、工事着手前に計画地の周囲に遮音壁を兼ねた高さ約3メートルの鋼製仮囲いを設け、作業エリアの区画を行う計画です。

2、施工方法の概要ですが、(1)のくい工事では、建築物の基礎ぐいを施工いたします。

土工事は、掘削部分の地盤の崩壊を防止するために、掘削部分の周囲に山どめ壁を設置いたします。地下掘削深さは約23メートル、山どめの根入れ深さはボーリング調査等のデータを精査した上で決定をいたします。

(2) 躯体工事ですが、地下及び地上部とも鉄筋、鉄骨の敷設、コンクリート打設を行う計画でございます。

(3) 設備工事、仕上げ工事ですが、躯体工事の後、給排水、空調設備、電気設備工事、内装・外装等の仕上げ工事を行う予定です。

(4) 外構工事については、建物周囲に植栽を行い、アスファルト舗装等を行う予定です。

続きまして、2-13ページをごらんください。

3、建設機械及び資材運搬等の計画ですが、(1)工事で使用する主な建設機械は、表2-4に示すような排出ガス対策型、低騒音型の建設機械を用いる予定です。

(2) 資材運搬等の車両ですが、主な走行経路は、計画地周辺の道路網の現況から、次ページ図2-5に示す計画を想定し、低公害型車両を採用する計画です。

戻っていただきまして、4、排水処理計画については、掘削工事等において濁り水が発生しますが、仮沈殿槽等で排水基準値以下に処理した上で公共下水道に放流する計画です。

5、廃棄物等処理計画ですが、建設発生土、建設廃棄物につきましては、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、建設副産物の手引き等に準拠し、減量、再資源化に努め、許可処分場で処理・処分を行う計画です。

以上、雑駁で申しわけございませんでしたが、事業の概要説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議をお願いいたします。

○林主管 続きまして、調査項目以降のご説明をさせていただきます。

株式会社久米設計、株式会社日建設計、設計共同企業体が環境影響評価計画に関係しておりまして、私、日建設計の林でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○坂本会長 どうぞ、着席して。

○林主管 まず、こちらの場所では、平成20年11月に環境影響評価準備書が提出された関係も

ございまして、（仮称）さいたま新都心第8-1A街区整備事業というものでございまして、そちらの環境影響評価は途中で事業がなくなったというところではございまして、それでも準備書が一応出ておりましたので、その内容もかなり参考にしながら、今回いろいろな調査項目を設定してございます。

調査項目、第3章でございまして。3-2ページをごらんいただきたいと存じます。

こちらのほうでは、条例等で決められております必須項目、標準項目と、それから今回選定した項目の一覧を掲げております。必須項目につきましては、今回設定しているのは丸の数でございまして、必須項目は工事中と存在・供用がございまして、工事中が5項目、存在・供用が10項目、それから標準項目につきましては、工事中が4項目、存在・供用が8項目、それからその他といたしまして、工事中の2つの項目でございまして、今回選定をしてございます。

その選定の結果が3-3ページ、項目の選定の理由及び根拠に示してございます。逆に、標準項目で決められていて、今回選定しない理由というのを3-4ページ、3-5ページでまとめております。

まず上のほうからまいります。水質と水象につきましては、先ほどの説明にもありまして、工事中、供用後とも公共の水域への放流は行わず公共下水道への排水ということをしておりますので、影響要因はないという整理をしてございます。

それから、土壌につきましては、こちらは土地区画整理事業が既に終了しており、その前に地歴調査において、土地の利用等については整理をされている状況でございまして。それから、基盤工事が終わった後も駐車場等で利用されているということで、汚染物質を使用するような土地の利用は確認されていないということで、項目を設定しないとしてございます。

それから、次の動物、植物、生態系、それから自然との触れ合いの場でございまして、人工改変地でもあるというところではございまして、影響要因はないという整理にしてございます。

それから、最後の史跡・文化財ですけれども、こちらにつきましても土地区画整理事業が終了していることの人工改変地であるということで、指定文化財、埋蔵文化財等の指定関係はございませんということで、項目選定しないということにしてございます。

続きまして、第4章以下、各項目についてご説明をいたします。

4-1ページ、調査方法で整理をしております。現地調査を行う項目については、大気質、騒音、振動、水象、景観、日照障害、電波障害、地域交通という整理でございまして。順次ご説

明いたします。

まず、大気質でございます。現地調査を行うものにつきましては、4-4ページをお願いしたいと思います。4-4ページの一番下のところ、②の現地調査というところで、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、炭化水素、降下ばいじん、それから風向・風速ということで、冬季1カ月間連続測定ということで、場所につきましては4-6ページ、続き4-2でございます。計画地の中央付近で1カ月の調査ということで整理をしております。

大気質の項目につきまして、予測をどのようにするか、どういったことをやるかということにつきましては、4-7ページに整理しております。予測内容のところでございます。建設機械の稼働、それから資材運搬等の車両、これは工事用車両でございます。それに伴う二酸化窒素、浮遊粒子状物質、それから建設工事に伴う降下ばいじん、それで供用後につきましては、施設の稼働ということで、地下駐車場の利用に伴う影響と、それから熱源施設の稼働に伴う影響を予測すると考えております。それから、供用後の自動車交通の発生集中交通量による影響ということで、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、非メタン炭化水素の変化を予測するということで整理をしております。

それで、周辺の予測地点でございますけれども、4-9ページをごらんいただければと思いますが、先ほどの車両のルートの説明もございましたけれども、そのルート上に説明をしております。ちなみに私の最初の説明で申し上げた先行事例のところと、この調査予測地点は全く同一ということで設定をしております。

続きまして、騒音につきましては、4-11ページ以降ということになります。

騒音につきましては、現地調査といたしましては、振動と一緒にご説明させていただきますと、環境騒音、環境振動を計画地の中と、それから南側に隣接して小学校がございまして、その近傍地点ということで設定をしております。それから、周辺道路上の影響の関係からは、大気質の予測と同じ地点で考えてございます。

そのほか、現地調査といたしまして、今回、ヘリポートの設置を計画しておりますので、ヘリコプター騒音ということで、既存のヘリポートにおけるヘリコプターの運行時の騒音の調査というものを考えております。

それで、予測評価の内容でございますけれども、4-14ページに予測内容がございます。こちらにつきましても、大気質とほぼ同様でございます。工事中については建設機械と工事用車両、資材運搬等の車両ということ、それから供用後につきましては、設備機器の稼働と、それからヘリコプターの飛行に伴う騒音と、それから発生集中交通による自動車による騒音の程

度ということをご予定しております。

振動についても同様ですが、振動につきましては、予測の内容につきましては、騒音よりもちょっと少なくなっております。4-19ページでございます。工事中につきましては、同様に建設機械の稼働と資材運搬等の車両の走行、それから供用後につきましては、発生集中交通、自動車交通の発生に伴う影響のみで想定をしております。

続きまして、4-21ページ、工事による水象への影響というところでございます。こちらにつきましては、ボーリング調査は先行事例においてもなされておるところがございまして、今回、それに加えて新たにボーリング調査ということで2地点、場所は4-22ページに示しております。計画地内の2地点を予定しております。予測につきましては、工事中の地下水の推移の変化の程度と、地下水脈の分断のおそれということで考えております。

続きまして、景観でございます。4-24ページでございます。

景観につきましては、主要な眺望地点、眺望景観、眺望地点というところで、周辺から写真を撮影して、それで評価、予測をしていくという予定でございますけれども、その地点といたしましては、4-26ページの図でございます。このうち主要な眺望地点という二重丸になっているところでございますけれども、この5地点というものを中心に調査をしていきたいと考えております。

ちなみに、先行事例のほうでは、同じく5地点を選定しておりましたけれども、あちらのほうは、高層建築物でございましたので、かなり遠くからも見ることもできた。それに対して、今回の事業では、建物の高さが70メートル前後というところもございまして、周辺から見るところが先行事例よりもかなり近場になってきておりますので、この景観の予測地点につきましては、先行事例よりも近いところの選定ということになってございます。

続きまして、日照障害でございます。4-28ページ以降でございます。

こちらにつきましては、現地調査ということで、天空写真の撮影を計画しておりまして、4-29ページに天空写真の撮影地点を記載してございます。こちらは先行事例と同じ場所でございます。

それから、4-7電波障害ということで、こちらにつきましては、地上デジタル、衛星放送、通信衛星による放送等について整理をするということに予定してございます。

それから、4-33ページ、風害でございます。

こちらにつきましては、現地調査というのではなく、既存資料調査を中心に行いまして、実際に予測につきましては、数値解析ですね。流体数値シミュレーションで予測をしていきたい

と考えております。

それから、4-35ページ、廃棄物でございます。

こちらにつきましては、工事中と供用後ということで、工事中の建設廃棄物、建設残土、それから供用後につきましては廃棄物、それから雨水処理水の状況ということを整理事業を予定してございます。

それから、4-37ページ、温室効果ガスでございます。

こちらでも施設の稼働に伴う温室効果ガス、二酸化炭素の排出量と排出量削減の状況を整理事業するという状況にしてございます。

それから、4-38ページ、コミュニティでございます。

こちらにつきましても、近傍のコミュニティ施設の機能の変化の低下と、それから利用経路への影響ということを整理事業の予定にしてございます。

それから、4-40ページ、地域交通でございます。

こちらにつきましては、調査といたしましては、4-42ページに整理してございます。各交差点の自動車交通量と、それから歩道、デッキ等における歩行者交通量を整理しようということで調査を計画してございます。ちなみに、この交差点、自動車交通量を調査する場所ですけれども、先行事例よりもちょっと広目に、多目に予定をしてございます。

南側の一般県道159号というのがおわかりになりますでしょうか。計画地の南のほうですけれども、ちょうどほぼ東西に伸びている道路ですけれども、こちらがJR線を越えるオーバークロスのところは先行事例以降、新たに整備されてきておりますので、このあたりが若干変わっているということで、No.11、12、13あたりの交差点を追加して調査ということを計画してございます。

予測の内容といたしましては、4-43ページということで、工事中の車両、それから供用後の車両と歩行者交通ということを計画してございます。

最後の項目が安全でございます。4-45ページ、病院という施設の特性上、施設の稼働に伴う引火性液体、可燃性ガス、高圧ガス、特定化学物質等の危険物について、その管理の状況ですとか、それからさいたま市の地域防災計画等に示されている目標等との整合について整理をしようという計画にしてございます。

長くなって申しわけございませんでしたが、後は地域特性等のまとめでございますので、こちらは割愛させていただきます。

引き続きよろしいでしょうか。私のほうから意見の概要について、ご説明をいたします。

お手元の資料の3でございます。さいたま新都心第8-1A街区医療拠点整備事業環境影響評価調査計画書について、環境保全の見地からの意見を有する者の意見の概要というところでございます。

ページをめくっていただきまして1ページ、こちらに概要が書いてございます。縦覧期間につきましては、事務局さんからの説明のとおり、11月28日から12月28日まで、それでごとの1月11日まで意見を募集いたしまして、関係住民等から4件いただいております。この内容について説明いたします。

2ページでございます。

こちらにつきましては、近傍のマンションでございます。上のほうからまいりますと「本事業計画地から道路1本隔てて20メートルの距離に立地する最も近く、最も規模の大きい集合住宅で、子どもから高齢者まで396世帯、1,200名を超える人々がここに生活しています」ということで、本事業の影響を最も強く受けるのは、疑いなく私たちですということ、まず騒音、景観についてということ、一番上、最も影響を受ける地点を調査・予測の対象とすることということ、真ん中のほうでございます。住民が受ける影響を正しく評価できない可能性があるのも、敷地内で最も強く影響を受けると考えられる地点を追加で選定してくださいということ。

2番目、騒音でございます。救急車のサイレン音を必ず予測の対象に加えることということで、真ん中あたりでございます。騒音の評価に際しては、一般的に通常存在しない音ではサイレン音が除外されていると聞きます。今回の調査計画書でサイレン音を予測の対象に入れていないのも、そうしたことが背景にあることかもしれません。しかし、病院の目の前に暮らす私たちにとっては、年間1万件以上、連日20から30件以上も浴び続ける音なのです。

それから、その下の段落でございます。病院屋上ヘリポートへの発着が計画されている救急ヘリコプターについては、出動回数が年数回程度であるのに、本調査計画書では調査・予測の対象としています。これは高く評価できます。しかし、年数回しか出動しない緊急ヘリを対象とする一方で、年1万件以上発生する救急車を対象としないのはなぜでしょうか。

それから、環境影響評価全般につきましては、予測の結果、影響があることが判明した場合は、建設中止も含め対策を講じることというようなことでございます。

3ページにいていただきまして、事業計画の緊急車両の動線計画についてというご意見でございます。交通計画において緊急車両の動線計画を明記すべきというご意見でございました。

それから2番目、騒音につきましては、現況騒音の測定日についてのご意見となっております。

す。現況騒音の測定日は、スーパーアリーナのイベントの影響は排除できるように適切に設定すべきということでございます。

それから3番目が、今度は調査・予測地点につきまして、こちらも先ほど出てきたご意見と同様で、調査・予測地点に敷地内で大きくなる場所を追加すべきというご意見でございました。

ページをめくっていただきまして、4番目といたしまして騒音の予測・評価の対象についてということで、こちらも救急車のサイレン音についてのご意見でございました。

それから下の5番目、環境保全措置の検討方法についてということで、ご意見の内容としては、騒音の影響評価の結果に応じて、柔軟かつ適切に対策を検討すべき、またそれら対策によっても影響が不可避の場合には建設中止も検討すべきというご意見でございます。

次のページ、5ページ、景観の影響予測地点についてということで、こちらにつきましても、住戸のうち最も影響を受ける地点を追加で選定すべきというご意見でございました。

それから、最後の6ページ目でございます。こちらにつきましても4点ご意見がございます。

まず最初は、地震・火災時の対応ということで、下のほうの段落でございます。災害時に活用できる広場等の設置を検討するとありますが、具体的にどこへ設置するのか説明ください。また、地震や火災などの場合、相当台数の緊急車両が集まることは容易に考えられますが、どこから消火作業等をするのでしょうかというご意見でございます。

それから、大気質につきましては、高層ビルに囲まれた当地区、大気の循環が懸念されますが、地下駐車場からの排ガスはどのように処理されるのでしょうかというご意見。

それから、予測時期についてということで、予測時期は施設の稼働が定常となる時期というくぐりが多い見られますが、それならば予測ではなくて実測ではないかと思うのですが違うのでしょうかというご意見。

それから最後が、環境保全措置についてということで、実行可能な範囲でできる限り回避するというのなら、とりあえず建設してしまっ、何があってもどんな都合が悪いことが起こっても回避するのは実行不可能と言いつけるのではないのでしょうかといったご意見でございました。

私のほうからの説明は以上でございます。ありがとうございます。

○坂本会長 説明どうもありがとうございました。

概要、それから調査計画書、それから意見に有する者の意見の概要について、説明をいただきました。

きょうの委員会は12時までと予定してございますので、ちょっとここで10分ほど休息を入れて、その後再開させていただきたいと思います。

午前10時22分 休憩

午前10時31分 再開

○坂本会長 それでは、審議会を再開したいと思います。

続きまして、議事の（2）でございますが、委員会での審議結果についてご報告をいただきたいと思います。

委員会は資料で配られております委員会委員名簿のとおり5名の方々に審議をお願いしてございます。それでは、委員長をお務めいただきました安岡先生からご報告をお願いいたします。

よろしく申し上げます。

○安岡委員 安岡でございます。

熱心なご討議をいただき、この審議会としてどうこの予測に対して対応していくかということをご概略まとめた資料4でございます。それに従ってお話し申し上げたいと思います。

ただ、多少周辺状況というか、そういった形でこの事業がかなり特殊なものであるということも委員の皆様から出たことでございます。

ちょっと前提条件的なことになるんですが、先ほどのご説明にもありましたが、この地域はもともとの計画事業が中断したのかよくわかりませんが、駐車場として使われていたわけですね。スーパーアリーナ等の催しものときに駐車場として使われていた。それが周辺の方にとっては、一般的な条件という形で認識されているというのが、一つは恐いかなというところがございます。

それから、それに伴って、駐車場がなくなることで、地域全体のいろんな運用が難しくなるということもあると思うんです。

それから、やはり建物の用途が病院ということで、そのことに関しまして、やはり特段の配慮が必要ではないかということでございます。具体的に申し上げますと、これも話題に出て来ますけれども、ヘリポートを設けて、ドクターヘリ的な活動が行われるということでございます。

それから、先ほどの意見書にもございましたように、救急車が日常的にかなりの台数でやってくる。そのことについて、周辺の住民にとっては時間を問わない、特に夜間、深夜でもやってくるわけで、そういったことで問題が出ているということでございます。

それからもう一つ、前回も少しありましたけれども、過渡的な状況として、電波の地デジ移

行ということがございまして、もう試験電波も出されているわけですが、この二、三日、1週間ぐらいですか、出ているわけですがけれども、そういったことに対して聴取環境が変わるということに対して今後どうなのかということの予測が必要じゃないかということです。

そういった、今申し上げたようなことが今回のこの地域の事業のいわば背景、あるいは特殊性として考慮すべき点かと思われまます。そういったことで、委員の皆様方からもご意見をいただきました。

一応その資料4に基づきまして、順を追ってご説明申し上げたいと思います。

1番目に対象事業の実施方法として、両括弧で供給施設計画ということで、熱源の選定について、自己熱源と地域冷暖房を使うということになっていますが、そののところを実際にどんな割合で使うのかというようなことが話題になっておりました。

それから2番目、調査、予測及び評価の項目ということで、両括弧の最初に騒音となっております。これは救急車等の車両の出入り、それからヘリコプターといったことに対して、出入りの頻度を予測して記載すること。

それから、ヘリコプターの騒音については、高層住宅が近接していることを考慮して、施設からの距離及び地上からの高さごとに予測・評価を行うこと。平面的ではなくて、立体的に予測をしてほしいということでございます。

それから次、景観ですが、都市景観の形成ということでございますけれども、やはり地域として一番景観上、重要な位置がけやきひろばでございますので、そういったところからの新しく建つ建物等の景観を評価するようにとということでございます。

次は、電波障害ですが、これは今申し上げましたようなことが背景にありまして、スカイツリーへ送信アンテナが変更されると、地デジ時代からなっているわけですが、昔のアナログに比べて、いわゆる反射等の影響は少なくなっているということは有利ですけれども、スカイツリーと今の東京タワーでは方向が違いますから、そういったことをきちんと調査、予測するようにとということです。

それから、次に2ページにまいりまして、これまでの知見において、列車の走行・航空機の運航による電波障害が報告されているということなので、これらについても可能な限り予測に入れてほしいということです。

それから、次の温室効果ガス等でございますが、これは最初の供給施設計画との関係もございまして、医療施設ということで、一般のオフィスビル等に比較しまして、かなり高密度にエネルギーを使う、あるいはいろんな空気も必要とし、また排出もあるというようなところで、

そういったことで特にエネルギー効率の高い建築構造や設備を導入してくださいということでございます。

次の地域交通でございますが、これは医療施設においては、来院する車両が特定の曜日・時間帯に集中するという、これはイベントのアリーナも同じようなところはあるんですけども、駐車場が十分確保でき、かつ出入りがきちんと迅速に行われるかというようなことを予測・評価してほしい。

その次の3、地域特性ですが、日照については、これも住民側からのコメントにもございましたように、日照影響の状態について、十分予測することと。

最後の参考意見という位置づけになりましたが、処理施設計画ということで、やはり病院というのは、いろんな検査、あるいは医療等において、一般的な建物の排出とは違う性質のものがかなり出るということについて、もう少し詳細に記載してほしいといったような意見が出ました。

以上、こういった形で委員会の意見をまとめてきょうご報告するわけですが、この内容について、改めてご審議いただければと思います。

○坂本会長 ありがとうございます。

それではまず今、資料4として安岡先生のほうからご説明をいただきました委員会意見、これにつきまして、皆様方のご見解等々、お伺いをしたいと思います。そしてその後、委員会意見で挙げられた部分以外で調査計画の内容について、何かご質問等、ご意見があればお伺いする、そういう手順で進めさせていただきたいと思います。

それでは、資料4で今ご説明をいただきましたところにつきまして、ご質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。

それから、委員の先生方で多少ニュアンスとか、補足説明をこちらの委員会のほうでご審議いただいた方々でそういったところがございましたら、またおっしゃっていただいても結構でございます。よろしくお願いいたします。

○安岡委員 渡辺先生に言っていただけると。

○坂本会長 では、まず渡辺先生、いかがでしょうか、何かございましたら。

○渡辺委員 やはりこれからは、温室効果ガスの排出というんでしょうか、エネルギー効率をいかに高めていくかというようなことが問題になるかと思ひまして、ぜひそれは後で変更するのは大変なものだから、最初の設計段階でエネルギー効率を高くして、ただ、エネルギー効率を高くするといっても、病院というのは、換気をきちんとしないとウィルスが、院内感染が起

きてしまったり、いろいろ難しい問題もありますので、その辺をいろいろ勘案しながらやってもらえればというような希望を申し上げました。

あと、ここには書いてはないんですが、駐車場についても地域の方々も心配していると思うんですが、駐車場が満杯になっちゃうと、車が外にあふれ出しちゃって、道路が渋滞しちゃうというふうなことについて議論がありましたが、場合によっては、それについてまた追加、改めてきょうは傍聴者もいらっしゃるようですから、説明していただければと思います。

私自身は、かなりそれについても考慮されているなということで、納得させていただきました。

以上です。

○坂本会長 はい、ありがとうございました。

どうぞ、そのほかいかがでございましょう。

はい、どうぞ。川上委員、お願いします。

○川上委員 先ほども問題になっています救急車とかヘリコプターによる騒音なんですけれども、単に頻度ということではなくて、やっぱり病院内に入って来るルートというのが非常に大きく影響するような気がするんですが、さっきの地図を見ると、どういうルートで入って来るのか、夜間はどうか、応急対応の対応する場所ですね、それがどこにあってとか、それからヘリコプターもどっちから近づいて来るとか、そういうもうちょっと詳細なことを知りたいと思うんですが、よろしくお願いします。

○坂本会長 今の点については、少し事務局のほうから関連して、今わかっている情報があればご説明いただければと思います。

今、騒音のところで出入りの頻度を予測し記載することということ、それから、幾つか高さごとにとということなんです、多分今、川上委員がおっしゃられたのは、今回建つ病院以外の建物がどういう配置にあって、そういったことを想定すると、ある方向から進入することが期待されるのであれば、そういったことを考えてというようなことですが、そういったことは現時点ではまだ何も考えられていないということなんでしょうかね。どうなんでしょうか。

○相良主任 こちらの事業者のほうから、交通計画についてご説明いただきたいと思っています。

○大野副課長 では、ご説明申し上げます。

ルートについては、ヘリコプターについては、これは航空法の関係とかでもって、進入ルートだとか、それから着陸時の角度だとか、そういうものもあわせて想定をしながら、ヘリポー

トの角度だとか、そういうものも出ておりますので、その資料としては想定してございます。

それからあと、救急車の関係については、出入口を一応分離するという形で、一般車両から入って来るのを西大通り線、こちらのほうで行きますと、2-6ページを見ますと土地利用の計画図がついているんですけれども、こちらのほうにありますとおり、一般については西大通りのところに入出入口が4カ所設けられています。こちらについては一般車両4カ所、それからあと、実は緊急車両につきましては、せせらぎ通りの一番東側、歩行者デッキと書いてあるのは2階なんですけれども、入口が2カ所ありますけれども、そのうちの一番東側、線路側の、それからあともう1点が日赤側の東西大通り線の側道がございましてけれども、側道の歩行者デッキのすぐ脇のところに入り口を設けて、その2カ所が緊急車両の出入口というふうな計画を立てているという、そういう形で検討を重ねておりますので、そういうレベルのものについては資料は作成したというふうに思っています。

○林主管 ヘリの進入、それから離陸の表面ですけれども、先ほどの説明のように、制限表面というのが法律で決められることになりまして、その表面の中に建築物ですとか、構造物があったらそれはできませんので、そのないところを基本的には選定しなければいけないということで、特に計画地の東側ですね、さいたま新都心の合同庁舎ですとか、明治安田生命のビルのような高層が建物がございまして、こちらのほうには制限表面が設けられないということになります。

それからあと、計画地の南のほう、隣のマンションもそうですけれども、南のほうに小学校があり、住宅街が続いていくということもございまして、ここで設置できる制限表面というのは、基本的には北側のスーパーアリーナ側と、西側のほうですね。こちらのほうという形にしか、制限表面自体が設定できないという状況でございまして、その中で制限表面を想定していくということになってまいります。

以上でございまして。

○坂本会長 はい、わかりました。

そういったことで、今、ここに騒音という形で意見表明を書いたところについては、行っていただけるということかと思えます。

そのほか、どうぞ、久保田委員、お願いします。

○久保田委員 久保田ですけれども、委員会に出られなかったものですから、資料4の地域交通の関係で、資料4で大変適切な経緯になっていると思うんですが、この前提として、川上先生と似たような話なんですけど、一般の方の車両の動線がまだ、2-6ページを拝見するだけ

だとちょっとわかりにくいところがありまして、入るほうはわかるんですけども、出るほうですね。西大通り線はご存じのとおり、中央分離帯があって、今のままでは北のほうに帰る人が西大通りを右折して出て行くことは多分できないと思うんですね。

どうやって北へ帰すのかというのを、決まっていたら教えていただいて、行き帰りの形、それによって周辺の交差点の渋滞の有無のチェックができる、あるいはそれによってしなきゃいけないので、その動線をもうちょっと詳細に教えていただけるとありがたいのですが。

○坂本会長 はい、ありがとうございます。

今の点は、現時点でそういうものが想定されてないとした場合、具体的に相当それによって交通渋滞が起こる可能性があるから、そういうことを考えたものをやらないといけないでしょうということも同時に含まれているというふうに思います。もし今の時点で何かございましたらお願いします。

○大野副課長 じゃあ、私のほうから。

病院整備につきましては、さいたま赤十字病院と小児医療センター、両病院がそれぞれ患者の層が違います。小児医療はあくまでもお子さんたち、さいたま赤十字病院はオールマイティといえますか、お年寄りからお子様までいらっしゃるということで、それぞれ入口が一緒になりますと、当然混乱をするということで、入口4カ所、出口4カ所という出入り口を設けさせていただいています。

先ほど久保田委員のほうからもありましたとおり、西大通り線に中央分離帯がありますので、いわゆるこれでいきますと、北側、上のほうから来る車しか入れないんじゃないかと、また出るにしてもこの通りだということで、その辺を考慮いたしまして、南側から来た場合はせせらぎ通りとの丁字路の交差点がありますけれども、これを右折していただきますとせせらぎ通りという字の上のところに出入り口1カ所設けてございます。南側から来たり、あるいは線路の反対側、せせらぎ通りをもう少し南になるんですけども、先ほど言いました県道159号線等で来た車については、西大通り線の南側からせせらぎ通りの交差点を右に曲がっていただいて、すぐ左に入る入口があります。こちらについては、中に構内通路がありますので、この構内通路を通っていただいて正面玄関、あるいは駐車場に入っていただくというルートを確認しております。ということで、南、それから北からのルートをそういう形で入れるような考慮をしているということでございます。

あと、場合によってはぐっと遠回りになりますけれども、東西通りの側道からも入れるようなことも考えてございます。

○久保田委員 帰るほうを教えてください。

○大野副課長 今のは来るほうですね。帰るほうも出口は先ほど言いましたとおり、それぞれ設けてありますので、出る方向は西大通りから出る場合について、こちらについては南しか行けません。当然南しか行けませんので、その場合は、そのままずっと南に下がって159、あるいはせせらぎ通りから回り込んで側道に出ることも可能ですので、東西大通りの側道に出ることも可能です。線路脇の道を通ってくるので可能です。

ということで、出るほうは西大通りのほうを、すべて左折という形の考え方です。ですから、せせらぎ通りのほうも左折という考え方です。

○久保田委員 ですから、北へ帰る方の帰宅動線が気になるんですけども、そうすると西大通り線を出てせせらぎ通りを左折して、線路沿いを通ってぐるっと回って東西大通りに出て来ると、こういうことになるんですね。

○大野副課長 はい。今現在、中央分離帯のことについては、私どもとしては、中央分離帯がなければ一番ありがたいのです。中央分離帯の撤去、例えば信号機を設ける等々の、これは市が道路管理をしておりますので、その交渉もいたしました。

現段階では、中央分離帯の撤去についても考えていないという市の見解でございますので、先ほど久保田委員からおっしゃられたとおり、西大通りから左折、せせらぎ通りから左折ということで、2-11ページにありますとおり、線路すぐ脇に道路がありますので、この道路を使って少し回り込んでいただく帰り道という形になります。

○坂本会長 はい、どうぞ、久保田委員。

○久保田委員 はい、わかりました。

ということは、今の動線ごとの、動線が通る交差点をチェックしなければいけないということをお願いしたいのと、特に気になるのは、ぐるっと回って、東西大通りの高崎線をくぐってきた本線と最後合流する場面がありますね。そここのところの合流がスムーズに行けるのかというあたりは、ちょっときめ細かくチェックしていただきたいと思います。

以上です。

○坂本会長 どうぞ、安岡委員。

○安岡委員 委員会では、余り外回りのところは検討しなかったんですけども、私、個人的には車を周辺に乗ってきて、入りたいところになかなか入りにくい。ですから、病院の当該敷地の外側である程度車を回す方法を本当に生かせるかという計画をあわせて検討していただいたほうがいいと思いますね。

簡単に曲がれなくて、ちょっと渋滞するところもありますし、そういった意味でぜひ外回りからどう入って行く、あるいは外でどう目的の方向に行けるかという計画まで出していただいたほうが良いと思います。

○坂本会長 ありがとうございます。

今の点は、ここのエリアがある意味で片方しかほとんど回れないということになっているため、非常にこの地域の交通を考えた場合、重要なことかと思しますので、その辺もご検討いただけるようにしたいと思います。

どうぞ、そのほか、いかがでございましょうか。

どうぞ、小松委員。

○小松委員 救急車が1日に20回から30回ということで、住民の方からも騒音の心配が指摘されているんですけども、実際、病院だから仕方がないと言えば仕方がないのですが、そういう騒音に対しては、何か対策をとることができるのかどうかということをお聞きしたいのです。

○坂本会長 ただいまの質問について、事務局のほうからございましたらお願いします。

多分救急車の目的からすると、そちらのほうは今特別な用途のためという形で優先されるのでしょうけれども、多くの病院救急車等で運用されていることは、病院のかなり近くでしょいかね、ある程度行って、その時間が確保された場合には、救急車のサイレンはとめてライトの点滅でしょうか、そういったほうで運用されているようなところもあるやに聞くわけですけども、例えばそういったところとか、何かサイレンを必要なところまでは当然鳴らすんでしょうけれども、そうでないところでそういう配慮が今回病院等でやられているようなことがあれば、ご紹介いただければと思いますけれども。

これは病院ではなくて、消防署と言ったらいいでしょうか、救急車両のほうでございませう。

○林主管 では、私から。

実際には、病院側のほうで管理できるものではなく、基本的には消防のほうでの運行となつてまいりますけれども、主に消防、いろいろ出てまいりますけれども、さいたま市の消防のほうとは協議をしているところでございまして、その中でも、先ほど坂本先生からお話のあったような、低騒音モードというんですか、若干小さくなるような、そういうモードの運用というのも可能だというふうな話を聞いております。

そのほか、車自体がそういうモードというのもございますし、あとはルートの設定ですね。近隣のマンションになるべくそこを頻繁に通らないようなルートということで、こちらができ

るのは出入り口の指定ですけれども、先ほど説明にもありました歩行者デッキのところですね、さいたま赤十字病院のほうは北東側の角のところ、こちらに入るといのは、側道ですので左折インしかできませんので、ぐるっと回って側道から入ることになりますと、基本的にはマンション側のほうは通らない。それで南側の小児医療センターのほうに行くときに、北のほうから来るときには、西大通りを南のほうへ回って行くということがございますので、全体がすべてここを通るということではないということもございますけれども、出入り口での配慮、ルート設定の配慮というようなところ、ルートにつきましては消防のほうと検討するよというふうなことはお伝えしているという状況でございます。

○小松委員 どうもありがとうございました。

○坂本会長 はい、ありがとうございました。

多分今の点は、近隣の地域交通をどう考えるかで、そこでまず渋滞が起こらないようにすることによって、いわば救急車のサイレンの鳴る時間も減らせるということになると思いますので、先ほど久保田委員からのご指摘は大変重要な点かと思しますので、ご検討いただきたいというふうに思います。

どうぞ、久保田委員、お願いします。

○久保田委員 関連なんですけど、緊急車両については、サイレンもさることながら、交差点で赤信号で進入しなきゃいけないときにスピーカーで「緊急車両通過します」ということをおっしゃって、交差側の車を、青側をとめなきゃいけないので、そうやって走ってこられる場合があります。多分、もしかすると、そのスピーカー音も騒音の、これ騒音と言ったら緊急車両に失礼なんですけれども、想定しなければいけないかもしれません。

ただ、これについても対策がありまして、警察でFASTという仕組みがありまして、緊急車両が来たときに、信号を自動的に変えてしまうという、赤を青としてしまうという、そういう仕組みがあります。ですので、もしかしたら最初からここに、この周辺の交差点にFASTを入れていただいて、スピーカーを使う必要がなくなるという、そういうふうな対策まで折り込んでいただいたほうがいいかもしれないと思いました。

以上です。

○坂本会長 はい、ありがとうございました。重要なお提案をいただきましたので、これも今後考える対応の中に入れていただければというふうに思います。

そのほかいかがでございましょうか。

○町田副会長 資料4から外れてもよろしいですか。

○坂本会長 もし資料4のほうは、今のところではよろしければ、計画書を含めたほうに移りたいと思います。では、どうぞ。

○町田副会長 恐れ入ります、資料4の最後に、参考意見として処理施設計画をつけ加えられていらっしゃるのですが、私、放射線アイソトープ使って仕事をしていますので、ちょっと申し上げさせていただきますが、特に、最近アイソトープは極力使わないことに病院などもなっております、多分、ほとんど使っていないと思うんですよ。

それと、もう一つは、アイソトープは全量回収でございますので、まず廃液に出て来るということはほとんど想定できないと思うんですね。ですから、この参考意見をつける必要があるのかなとちょっと疑問に思ったのですが、その辺、先生、いかがでございますでしょうか。

○坂本会長 いかがでしょう。ここについては、例えば今、町田先生おっしゃった放射線物質については全量回収であるけれどもというようなことで書くのか、それとももうそういうルールになっているから、ここは削除するということもあり得るのか、その辺、どうぞ、渡辺委員、お願いします。

○渡辺委員 この件については私が申し上げたんですが、確かに町田先生の言われることが本当かもしれません。というのは、私が前いました国立公衆衛生院、現在は国立保健医療科学院になっていますが、そこで、下水の仕事をしていて、下水汚泥をはかると、中に放射性廃棄物が幾らか入っているというんですね。それと核種を見ると、医療放射線。

ただね、確かに病院じゃないんですね。その飲んだ人が便なり小便なりで自分で、自宅で出したりね、別のところで出すんだと思いますね。下水処理場だったらみんな集まってくるんですけども、私そのときに、ふと今、町田先生が言われて、そうですね、病院じゃまず出さないかなと。ただ、自宅では出す。これはただ、回収しようがないね、各自の家で出しちゃうんだから。

だから、撤回するについても、やぶさかではないんですけども、放射線は使ってはいるけれども、確かに今、町田先生が言われるように、患者さんが飲んで、出した、出て来るときには自宅に行っていると、病院で排出するかどうかはちょっと、入院している間に排出するかどうかかわからないんですが、確かにその点は私の質疑でちょっと抜けていた点でございます。

○町田副会長 ちょっと前はですね、かなりずさんに使っておられて、病院でもですね。たれ流ししておられたと思うんですが、今はもう、多分排泄物に出てくるような処置はしないと思うんですね。そういう投与の仕方は。

○渡辺委員 そうですか。私のデータもちょっと古いから。

○町田副会長 今、アイソトープのかわりにいろんな抗体を使うとか、いろんなシステムが進歩していますので、多分、日赤さんでもやらないと思うんですよね。と思うんですけどね。

○坂本会長 例えば、今のところについては、法に基づいて回収を行い、その手法について具体的に記載することが望ましいと、そういった文章にすればどういった形できちんとやられているかというのがわかる形になるかなという気がいたします。

○町田副会長 恐れ入ります。

○坂本会長 最終的な文言は、少しまた、今、趣旨としてはそういった形で。

はい、どうぞ、小松委員。

○小松委員 それに関連して、この報告書のほうなんですけれども、先ほどご説明を聞いたときに気になったのが2-10ページの処理施設計画、1、汚水排水、2行目ですね、放射線同位元素系排水などは、中和処理、減衰・希釈処理などを適宜と書いてあるので、そうすると概要も練る可能性があります。さっきのご説明は非常に気になったところなんですけれども、今の町田先生のご意見だと、この辺の記述は少し修正されたほうがよろしいですね。

○町田副会長 そうですね、多分ないと思いますけどね。

○坂本会長 どうぞ、安岡委員。

○安岡委員 この件に関しまして、10ページのこの記述で、公共下水道に放流する計画としているということに対して、検討委員会で別途回収するというような意見をいただいたと、私のメモには書いてあるんですが、これは具体的にどうだったんでしょうか。

希釈といっても、薄めればいいものではないしね。放射性同位元素を減衰するまで待つというのは、非常に長い期間が要りますし、そういったことで、基本的にはさっきの町田委員のご発言のように、そういうものは減ってきている。だけどそれはちゃんと全量回収することということであれば、そういうふうに書いていただいたほうがいいんじゃないでしょうかね。

○町田副会長 この文言は何で入っちゃったんですかね。このところに。

○坂本会長 どうぞ、事務局のほう。

○田村主幹 それでは、放射性物質等の廃棄等に関してご説明したいと思います。

放射性物質につきましては、関係法令に基づいて適切に処理するようになっておりまして、先ほど先生がおっしゃられたように、全量回収するのが最終では取り決めになっているかどうか、その辺は詳しい理解がない状況なんですけれども、私どもの理解の最終状況においては、法令に基づいて適切に処理することによって公共下水道で排出することができるということで理解をしております。適切な減衰を含めて、希釈を含めて処理を行った後に公共下水道に放

流するような計画であります。

○町田副会長 今、日赤さん、やっていらっしゃいますか、やってらっしゃいませんよね。やってないと思うんですけどね。

○坂本会長 いかがでしょうか。

○笹岡事務部長 やってないです。

○町田副会長 やってないですよ。

○坂本会長 そういたしましたら、このところは多分汚染排水という形でくくってあるので、必ずしも放射性同位元素が入っているようなもの以外のものもあるということで、そういったものの場合ですと、処理をして公共下水道に排水できるものがある。一方、放射性同位元素については、今のような法に基づいた形で処理をすることが必要だと、回収するとか、そういったことが必要だというようなことになるのかなというふうに思いますので、この後、また先ほどの参考意見のところにに基づいた形できちんと書いていただければ、それでわかるということになるかと思しますので、お願いをしたいと思します。

それでは、今、資料4のほうの意見はとりあえずここで置きまして、調査計画書等につきましてのご質問等がございましたら、お願いしたいと思います。

河村委員、お願いします。

○河村委員 一つは今、小松先生が言われたところ、私も非常に気になっておりましたので、その辺お聞きしようと思ったんですが、基本的にはまず病院系の汚水は無処理でそのまま公共下水道へ流されるというふうに理解してよろしいかというのが1点と、ここでは病床数が合わせて1,000床ありますし、外来が合わせて2,000人、当然そこで利用される人、あるいは有効に使う水で、かなり水を使われると思うんですけども、上水のほうは別として、これを公共下水道に流すときに、小さなまちができたようなぐらいの人口がふえるわけですよ。ですので、それに対して、公共下水道サイドが、もう協議しておられると思しますが、受け入れに関して確認とっておられるかどうかという点をお聞きしたいというのがもう1点です。

○坂本会長 どうぞ、お願いいたします。

○小西主管 計画に際しまして、人数の対応と、あと関連する放流に関する打ち合わせを行っております。

○河村委員 要は、下水サイドはオーケーというふうな答えが出ているわけですか。

○小西主管 すみません、まだ継続協議中ではありますが、現在想定している排水に対して、適正な排水量ということで打ち合わせをしております。

○河村委員 かなりここ大事だと思うんですね。大きなビル2つできることによって、一時的には本当にまちができるような感じになりますので、それを受け入れてこれなかったら、機能は麻痺しちゃいますから、十分確認していただきたいということをお願いしたいと思います。

○坂本会長 はい、ありがとうございました。

そのほかいかがでございましょうか。

川上委員、お願いします。

○川上委員 水関係なんですけれども、先ほど大きなまちができるようだという話なんです、特に大地震等が起こって、断水が起こったときに大きくは飲むとか、食べる水と、それから消火関係の水は必要なんですけれども、そのときに周りに迷惑をかけるような状況になるのか、それとも周りを助けるような状況になるのかということが知りたいんですが、この説明書の中で、井戸をつくる、それでただ揚水量は1日50立方メートル程度、それからもうちょっと後のほうへいきますと、2-10ページですか、雨水を地下水槽に貯留しますという、それも植栽灌水用ということですから、どれぐらいの規模かというのがよくわからなくて、断水が起こったときに当然病院にけがした人とか集中するわけですから、そういうのに対応するためにかんりのきれいな水が必要でしょうし、それから火事等が起こったときにはかなりの量の消火の水が必要だと思うんですけれども、そういうのに対する対応というのが、どの程度されているかということをお願いしたいと思います。

○坂本会長 事務局、お願いします。

今、こういった病院ができて、十分な水が蓄えてあれば、実は病院火災以外のときにも、近隣の何かのときに使えて、近隣にとっては、逆にこういうものができることがメリットになるとか、安全防災上、そういうようなことがあるようなところもあるのか、それからそもそもそれは別としても、病院だけとして緊急時のそういう対応についてどうなっているのかということかと思えます。お願いします。

○小西主管 今、計画をしている内容の中で、当然病院として必要な水というのは確保しております。それとあと、災害拠点病院あるいは病院の位置づけとして、十分に災害時に対応できるような確保ということはやっております。

細かい、量に対して周辺に対応する、供給できるような水を井水から確保しておいてできるかということ、そうではないかもしれませんが、一応病院の災害時の対応ということで、確保できるものを確保しているという状況でございします。

○坂本会長 ありがとうございます。川上委員、よろしいでしょうか。

そのほかいかがでしょうか。

あと予測のところ、私、大気のところ、NO₂と書いてあるのが気になったんですが、要は排ガスなり何かの影響を評価するのであれば、NO₂が環境基準にはなっているけれども、窒素酸化物全体としての排出量を考えないといけないと思うんですけれども、これは実際の調査はそういうふうにするということで考えてよろしいのでしょうか。

○林主管 はい、そのとおりでございます。

○坂本会長 ある意味では、環境評価指針のほうに「または」という形で書いてあるのは、ちょっと誤解を招くようなことになっていたのかもしれませんが、はい、ありがとうございました。

そのほか、いかがでございましょう。

あともう一つお聞きしたいのは、緑化計画で敷地面積の5%以上の緑化面積を確保するということになっているんですが、これは具体的にはどのくらいの数値が想定されているのでしょうか。

○小西主管 今、確保している5%の数値は、最低限として見ておりまして、それを超える数値を確保しております。ちょっとまだ算出が完了しておりませんが、屋上緑化等を含めて、かなりの数字になっているかと思えます。

○坂本会長 できるだけこういう公共の施設というか、こういったところでは普通の基準ぎりぎりではなくて、今、5%以上のこれがかかなり超えるところでやっていただけることが望ましいかなと思って申し上げました。ぜひよろしく願いいたします。

○小西主管 検討してまいります。

○坂本会長 そのほか、どうぞ、小松委員、お願いします。

○小松委員 工事期間が26カ月ということで、2年以上続くわけですね。実は、うちのマンションのすぐ隣で工事をやっていて、非常にいろいろ騒音とかうるさくて、朝眠れないとかいうのがあるんですけど、近隣に住んでいる方、この2年ちょっとの工事期間というのは大変だと思えます。

そのあたりの騒音に対する対策は、日曜日が休みなのかどうか、朝何時から始めて何時までするのかとか、そういうことを十分周知というか、近隣の方と何か話し合うような機会があればいいのかなと思うんですけれども、そのあたりの対策はどのように考えていらっしゃいますか。

○坂本会長 事務局お願いいたします。

○大野副課長 施工者が決まりましたら、その辺のところの対応をしていきたいと考えており

ます。公共工事でございますので、近隣との調整を図りながら工事は進めていきたいと考えております。

○坂本会長 はい、ありがとうございます。ちょっとこのとき注意しておくのは、住民といろんな形で、何時から工事を開始する、それから土日は休むとかやるんですが、工事のために集まる車両がかなり早い時期から動き出して、どこかに集中すると、その辺の部分も少しありますので、いろんな形で工事を始め、それから工事の受注業者を決める際には、そういったところの注意も必要かなというふうな気がいたします。

○大野副課長 はい、承りました。

○坂本会長 そのほか、いかがでございましょうか。

はい、どうぞ、久保田委員、お願いします。

○久保田委員 4-43ページの歩行者交通の関係なんですけど、環境影響評価を考えるのかどうかというのが微妙なところですけども、機能を考えたときに、歩行者の中に車椅子の方とかかなり含まれる感じであると思うんですけども、一つは、私は市のバリアフリーのほうの委員をやっているんで、これは動線というか、いずれそちらのほうで、バリアフリー系としてのチェックは入れなきゃいけないんですが、こちらで言うと逆の立場で、車椅子の方がある一定以上の方が含まれた場合に、歩行者動線全体として十分な幅員が確保されているとか、そういうのはもしかするとこちらの役割ではないかと思ひまして、ちょっとこの43ページの③の記述は、これは通常の大規模開発に伴う歩行者の量のチェックですけど、この場合は、病院ということもあわせて、ちょっとそういう配慮があったほうがいいかなと思います。

○坂本会長 事務局のほうからお願いします。

○大野副課長 病院でございますので、十分配慮いたします。

○坂本会長 はい、ありがとうございました。

そのほかいかがでございましょうか。よろしいでしょうか。

もし全体にわたってもう一度資料の4、それから今の計画書等につきまして、ご意見ございましたら。

もしよろしければ、資料4の委員会意見の取りまとめでございますが、2の温室効果ガス等の後に「処理施設計画」というのを持って行って、「放射性物質については法に基づいて適切な処理を行い」という、先ほど申し上げたような文章にして、そして最終的にその手法について具体的に記載することが望ましいというような、ごめんなさい、資料の4につきまして、1番はこのまま、2番は温室効果ガスと地域交通の間に「処理施設計画」という部分を持ってい

って、今のような文章をそこへ入れてはどうかという提案でございますが、いかがでございますでしょうか。

そして、今でございます参考意見のところは削除するというので、最終的な文言につきましては、少し私のほうで検討させていただければと思います。いかがでございますでしょうか。よろしゅうございましょうか。

〔「結構です」と言う人あり〕

○坂本会長 そういたしましたら、委員会意見につきましては、今のような対応で処理をさせていただきますたいというふうに思います。

はい、どうぞ。

○小松委員 住民の方から意見が幾つか出ていますけれど、これに対する回答というのは、ちゃんと出される予定ですか。

○坂本会長 これは事務局のほう、どういう形で一般的に対応してもらいますか。ある意味では、そういう意見も含めた形で今回出している委員会の意見の中でやれるものとおもうかと思いますが、いかがでしょうか。

○相良主任 こちらの住民さんからいただいた意見等については、事業者のほうから準備書の中で見解が示されることとなります。また、本審議会でご審議いただいた答申を基に市長意見等を作成して送付するものになるかと思っておりますけれども、その市長意見に対する見解についても、この準備書の中で示されることとなります。

○坂本会長 はい、ありがとうございます。

そういたしましたら、今のような形で住民意見への回答は別の形でなされるということでございますけれども、先ほど申し上げました委員会意見として、事務局のほうで先ほど私が申し上げたような形で資料4の文案を修正いただき、それを確認のために委員の皆様にご確認をいただいて、そしてその後、答申をするという形で、そこにつきましては、私のほうに一任いただければありがたいと思います。先ほどご了解いただきましたので、そのような対応をさせていただきますたいと思います。ありがとうございました。

それでは、本日用意いたしました重要な議題は終わってございますが、次に、その他というところに行きたいと思っております。

事務局から何かございましたらお願いいたします。

○金井課長補佐 それでは、今お話がありましたように、2点ほど申し上げます。

まず1点目なんですけど、本日の議事録及び答申案の確認についてでございます。本日の議事

録は市のホームページに掲載いたしますので、その前に委員の皆様にご電子メールでお送りし、内容をご確認いただきます。

また、答申の案もあわせてお送りしますので、ご意見等をいただき、坂本会長の最終判断をいただいて確定したいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

それと、2点目でございますが、2点目については、市長意見についてなんですけれども、市長意見は審議会答申をもとに提出された市民意見等を勘案して書面で作成いたします。資料2にありますように、市長意見の期限は3月18日までとなっております。市長意見書を事業者に送付いたしましたら、その内容につきましても後日委員の皆様にもご報告申し上げます。

以上でございます。

○坂本会長 ありがとうございます。

きょうの審議会の答申、それから議事録、それから市長意見、今後の手続について説明をいただきました。ありがとうございます。

それでは、ここまですべてご質問等ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、これをもちまして議事は終了させていただきます。傍聴者の方にはご退席をお願いいたします。

〔傍聴者退室〕

○新井課長 どうもありがとうございます。

長時間にわたりまして慎重なご審議をいただきました。本当にありがとうございます。

ここで、事務局のほうから1点、事務連絡事項がございますので、もう少しのお時間をいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○田中主任 恐れ入ります。事務局からもう1点だけご連絡をさせていただきます。

2月下旬に以前からご審議いただいておりますさいたま市新クリーンセンター整備事業事後調査書が提出されました。これにつきまして、昨日審議会宛ての諮問文書を会長宛てにご発送いたしました。

それから、委員の皆様宛てにその諮問通知書の写しと、それから調査計画書の図書をそれぞれ発送いたしておりますので、お手元に届きましたらごらんいただければと存じます。

今回の事後調査書につきましては、坂本会長ともちょっとご相談いたしました。特に委員会を設けての集中審議は行わずに、全体の審議会1回で開催いたしまして、皆様にご審議いただければと考えております。

審議会の開催日程につきましては、現在のところまだ未定ではございますが、5月下旬から6月の初旬あたりに開催できればと考えております。

以上、よろしくお願ひいたします。

○新井課長 以上をもちまして、第15回さいたま市環境影響評価技術審議会を終了いたします。どうもありがとうございました。

午前11時34分 閉会